

第8回 将軍、江戸へ帰る

—「文久記聞 九」(赤堀恒雄家文書)を読むIV—

巻島 隆

はじめに

「文久記聞 九」の家茂在京中の摂海視察、帰府に関する記述を読みます。

第1回 くずし字に触れる

第2回 読むための基礎知識

第3回 「和宮下向ニ付、助郷取極」(伊勢崎市図書館蔵)を読む

第4回 今井区有文書(赤堀歴史民俗資料館蔵)を読む

第5回 「文久記聞 九」(赤堀恒雄家文書)を読むI

第6回 「文久記聞 九」(赤堀恒雄家文書)を読むII

第7回 「文久記聞 九」(赤堀恒雄家文書)を読むIII

第8回 「文久記聞 九」(赤堀恒雄家文書)を読むIV

1 用語

松平隠岐守＝伊予松山藩主、松平勝成。

満足稻荷神社＝京都府左京区に現在も鎮座。豊臣秀吉が伏見桃山城の守護神として勧請。名前の由来は秀吉が御加護を受け、おおいに満足感を得たところからとされる。徳川綱吉が現在地に遷祀。「満足さん」と呼称される。

松平内蔵頭＝備前岡山藩主、池田茂政(徳川斉昭九男)。

嶋津三郎＝嶋津久光。藩主嶋津忠義の父。

鎖港(さこう)＝孝明天皇が発した攘夷詔勅に基づく開港場閉鎖の懸案のこと。幕府は一旦詔勅に従い、欧米各国に開港場閉鎖を通達したが、各国から抗議の声があり、通達を撤回。もともと幕府は開国やむなしの立場。

2 家茂の在京(文久3年、1863年)

以下、『新訂増補 續徳川實紀 第四篇』(吉川弘文館、1936年)による。

3月4日、家茂が京都に到着。二条城に入る。

3月6日、水戸藩主徳川慶篤が二条城登城。

3月7日、家茂が参内。

3月11日、孝明天皇の賀茂行幸(攘夷祈願)に家茂が供奉。

3月14日、京都に10日滞在の予定だったが、滞在を延ばす旨を発する。

3月17日、紀州藩主、徳川茂承に謁見。

3月21日、宮中に参内。21日の発駕を延期。

3月26日、松平春嶽が政事総裁職御免を願い出た上で届けなく帰国。総裁職を罷免され、逼塞を仰せ付けられる。

5月2日、宮中に参内。攘夷拒絶令。

4月11日、孝明天皇が石清水八幡宮に攘夷成功を祈願して行幸（～12日）。家茂は病気を理由に供奉せず。慶喜は供奉するも病気、参拝せず。

4月17日、参内。10万石以上の在京大名に京都警衛を仰せ付ける。

4月18日、参内。

4月20日、二条城を発駕し、大坂城へ向かう。

4月21日、石清水八幡宮に参詣し、大坂城に入る。

4月22日、一橋慶喜が「蛮夷掃攘」のため関東下向。姉小路公知（攘夷論者）が下坂（4月25日～28日、兵庫・由良・加太浦巡視、この時、軍艦奉行勝麟太郎が船中にて海事の説明、公知は攘夷の非を悟り、「開国説に傾く」『徳川慶喜公伝 2』）。家茂が摂海視察を言い渡す。

4月23日、順動丸で兵庫沖へ。兵庫湊御台場・西宮御台場視察。「攘夷之儀、五月十日可及拒絶段、御達相成候間、銘々右之心得を以、自国海岸防禦筋、弥以嚴重相備、襲来候節ハ掃攘致し候様可被致候、右之趣万石以上以下之面々江不洩様早々可被相触候事 四月」

4月28日、泉州、紀州、淡州海岸を視察。泉州岸和田に碇泊。斉順（家茂の実父）の墓（和歌山雲蓋院）へ参りたいと望むも板倉勝静が「台場視察が目的であり、墓参するとまた一日かかってしまう」と答えると「殊之外御残念之様子ニ而暫く御沙汰も不被為在」

4月29日、大坂城還御。

5月7日、大坂の玉造御蔵の武器及び銃隊稽古を視察。

5月11日、京都に戻る。

5月13日、中暑（暑気あたり）のため参内を延期。

5月18日、参内。

5月20日、姉小路公知が暗殺される。

6月3日、御暇（関東へ戻る）の参内。

6月9日、二条城発駕。大坂城へ入城。

6月12日、天璋院が家茂の長い滞京を心配し、小納戸役5人に上京を命じ、その者たちが12日9時過ぎに大坂に到着。

6月13日、大坂城を発駕。蒸気船順動丸に乗船。夕7半時、紀州由良港着。

6月14日、由良港を出港し、紀州大島港に着船。上陸し、錦江山無量寺で休息。6時前に順動丸に戻り、出帆して明け方に勢州海沖に出る。

6月15日、遠州灘を航行。「大なぐら（波座、沖の高波）有之候へ共、誠ニ案外之事ニ而一統左而已之義無之」。豆州大島・下田の間を通航、ここで日没となり、相州灘を航行し、城ヶ島沖で夜が白む。

6月16日、浦賀沖を航行、5半時に品川沖に着。浜御殿着。中島御茶屋で休息。閣老、慶喜の出迎えを受ける。浜御船場から大川御座船で築地鉄炮洲前から霊岸島永代橋脇より川筋を通り、辰之口より上がる。慶喜が同道して歩行で大手御門から江戸城へ入る。

公武合体派連
合計画の挫折
と松平慶永の
辞表

公の留任輔
告

将軍上洛の前後に於て、公が輔佐周旋の事業は頗る多方面に涉りて、彼此錯綜したれば、
今便宜上項を分ちて記述せんとす。先づ公武合体派連合の計画については、公・春嶽・
容堂等は、近衛前関白・中川宮等と気脈を通じて朝廷に周旋し、島津三郎を招きて後援
となし、公武合体派の一生面を開かんとするに、事志と違ひて其計画の挫折せるは、
既に前章に述べたるが、中にも春嶽は失望の余、今は將軍職兼任の外なかるべしと言ひ、
三月五日には二条城に登り、重ねて其意見書をさへ捧げたが、意見の行はれざるを見
て、九日遂に政事總裁職の辞表を呈出せり（続再夢紀事）。肥後守・容堂・伊予守等之
を非とし、再起を勧告したれども春嶽応ぜず（伊達宗城在京日記。七年史。続再夢紀
事）。公愈へらく、「春嶽職を辞して京都を去らば、其影響する所尠からざれば、必ず辞
意を翻さしめざるべからず」と、十二日の夜、小笠原図書頭・岡部駿河守・沢勘七郎等
を従へて春嶽を訪ひ、「公武の一和も追々其緒に就き、今暫くにて整ふべし、昨日朝命
あり、大樹公滯京の日教を延べて暫く置下に留まり、英国との応接は、後見・總裁の中
一人帰東して取計らふべしと仰出されしも、愈御一和を望まらるゝが為なり。又加茂行
幸の時、大樹公に天盃を賜はり、主上御自ら御酌あらせらるゝなど、御懇篤の御待遇も
あり（將軍帰府の延期・及加茂行幸の事は後文に詳述すべし）、浮浪の輩は追々守護職に
隸属する事となるべく、尚近衛前関白の内話にも、三条中納言以下暴論の堂上、近來や
や悔悟の体なりといひ、鷹司関白も亦、暴論さへ薄るがば、攘夷の事は如何やうにも相
談の余地あるべしといひ（此事も後文にいふべし）、何事も好結果を得つゝあれば、幾
重にも辭職の念を翻して助力ありたし」と、懇に勧誘せられしに、春嶽は、「尚熟考の

慶永の政
権
奉還
意見

島津久光の
京及帰國
の入

上御答申すべし」と對ふ。公は、「島津三郎も近々上京の由なれば、生妻事件の示談に
御尽力を請ひたき事情もあり、かた／＼速に御出勤あるべし」との言を残して御帰邸あ
り。特に図書頭を留めて、越前の家老本多飛騨を説かしめ、又水野和泉守・板倉周防守
をして中根頼負を説かしめたれども、春嶽遂に応ぜざりき。十五日春嶽は、「辭職申請
中にはあれども、國家の為黙止し難き事あり」とて、板倉周防守を招き、「幕府が政權
奉還の建議を答れざるは、諸有司等例の姑息に泥み、僥倖を万一に期し、政柄を棄つる
に吝なるの致す所ならんも、如何に之を失ふまじと思ふとも、行ふべからざる攘夷の如
き、与へざるべからざる生妻の償金の如きを決定せずして、空しく時日を費さば、天下
の危難立所に至りて、到底政柄を維持すること能はざるべし。且島津三郎近日上京する
よしなるが、若し三郎の尽力によりて難局を排除し得ば、今後の政柄は果して何人の手
に帰すべし。故に將軍は速に其職を辭して、我より政柄を朝廷へ返上するの覚悟を定め
たる上、進んで此難局に當るべし。三郎愈々尽力すべしとならば、応分の尽力に及ばし
むべし。これ畢竟皇國を安んずる為なれば、たとひ政柄を失はるゝも、祖宗に対して愧
づる所なきにあらずや」と論じたるに、周防守、「一橋殿へ御相談の後、何分の御返事
に及ぶべし」と答へたりといふ。此日春嶽重ねて辞表を呈し、十六日更に家臣を二条城
に遣り、目付杉浦正一郎（勝靜）に就きて、辭職裁可の決を公・并に老中等に迫らしむ。
公も今は其志奪ふべからずと思されけん、「然らば大樹公へ言上し、又朝廷へも奏上
すべし」と答へられたり（続再夢紀事）。

島津三郎は朝召によりて三月四日鹿兒島を發し、十一日海路兵庫に著し、十四日京都に
入りて直に近衛前関白を訪ふ、鷹司関白・中川宮、さては公・容堂等皆席に列す。三郎

第十一章 公武合体派の引退、幕府派の離席

浪浪一 『徳川慶喜公伝 2』 (平凡社、一九六七年)

昭徳公(家茂公)はじめ御上洛ありて攘夷の勅を拜せられたる時、もし將軍これを奉じて帰府し給わば、是非とも攘夷を決行せざるを得ざれども、調節に力むることとなしたるなり。いわば予は將軍家の身代りに帰府せしなれば、攘夷の行われざるはいうまでもなきところなり。予は形勢むつかしくなり行かば、力に及ばずとて責を引きて辞職するまでなりと決心したれば、心中にはさしたる苦悶もなかりしなり。

昭徳公御上洛の後、たびたび召に依じて参内し給うは、主上との御間柄も親しくなりて喜ばしきことなれども、老中等はかえっていたくこの事を恐れたる。その故は、將軍家扈從の輩とても、天前までも隨從するを得るものにあざれば、國事擱等強いて將軍家に面調を求め、若年の將軍家一人のみを相手としてかれこれ申し出づる時、將軍家もし諾うべからざることに依と宣うごときあらば、取り回しのつかぬ次第となるべければなり。当時幕府にてはかかぬ心配あれば、なるべく將軍家の参内を避け、やむなく参内し給う時には、予は將軍家御扣所(麿香の間)前の廊下に扣えおり、將軍家主上に御拜謁の際などには、小御前または御等間所前の廊下に扣えおることとなりたり。

送迎せらるることとなりしなど、大改革ありたりき。

攘夷の勅を奉じて帰府し給いし事

御自らも関東へ下るをいたく厭わせ給いしかば、主上(孝明天皇)も、本人の厭えるものを強いても下し難しと思し召されし由にて、一旦は許されざりしも、幕府にてはさてやむべきにあらず、苦しさの余り、主上の攘夷を望ませらるるに乗じて、幕府は七八年ないし十箇年のうちに外夷を拒絶すべし、されどもこれを行うには、公武合体して国内を整えざるべからず、公武合体のためには、是非とも宮の御降嫁を仰がざるべからずと奏請せしかば、主上も國家のためとあらば余儀なしとて、遂に宮の御東下を許させられしなり。されば今に至り、たちまち前言を食みて攘夷の命を拜せずば宮を取り戻すべしとの勅あること必定にて、その時御返し申すとはいかにしても申し難し。かかる内情あれば、是非に一たび攘夷の勅を拜して、別に京都に周旋するの外なし」と語り出でたり。この時別に勅使の礼遇改正の一条もありしが、こは朝廷の仰せらるるところ至当にして、従来將軍上段に坐して勅使を下段に坐せしめしなどは、礼を失するの甚だしきものなれば、予はこの議に賛成して、この時より將軍家勅使を玄關まで

時老中等密かに予に向かい、「今はいかにしても、勅使に向かいて攘夷はでき申さずとはいい出でられぬ事情あり」という。「そは何故ぞ」と問うに、「これには深き子細のあることなり。初め安藤對馬守(信睦、後に信行、また信正と改む)等が、井伊掃部頭の遺策にて和宮(親子内親王、後に靜寛院宮と稱す)の降嫁を奏請し、公武合体を計りし時、宮は既に有栖川宮(熾仁親王)へ御婚約済みにもあり、



禁裏御守衛総監督時代の慶喜

烈公の先靈に対しても、かくては兄弟とも思わじなどいいたれば、やむことを得ずふたたび登宮することとなりしが、この時老中等密かに予に向かい、「今はいかにしても、勅使に向かいて攘夷はでき申さずとはいい出でられぬ事情あり」という。「そは何故ぞ」と問うに、「これには深き子細のあることなり。初め安藤對馬守(信睦、後に信行、また信正と改む)等が、井伊掃部頭の遺策にて和宮(親子内親王、後に靜寛院宮と稱す)の降嫁を奏請し、公武合体を計りし時、宮は既に有栖川宮(熾仁親王)へ御婚約済みにもあり、